## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年4月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	(法人番号	宮城県仙台市若林区卸町東5丁目2番38号	本社営業所	宮城県仙台市若林区 卸町東5丁目2番地21 号		第3項	令和3年2月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
		町字渋谷地96番地 14		浦町字忍田78番地1		第3項	令和2年10月14日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼 の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則第24条第5項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北連輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。